

令和6年10月14日

関係各位

株式会社サンガジャパン

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営いたします、高齢者福祉施設「ひらた翔裕館Ⅰ号館（滋賀県彦根市平田町 1114-1）」におきまして、食中毒事故が発生いたしました。このことにより、令和6年10月14日付で、所轄保健所である滋賀県彦根市保健所より、当該施設の給食委託業者が、給食業務停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたご利用者のご家族には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容

令和6年10月11日（金）の深夜より一部のご入居者様より下痢症状が発症し、同日の12時30分頃、管轄の彦根市保健所に「施設の給食を喫食した施設利用者20数人が下痢症状を呈している。」旨の連絡を電話にて状況報告をいたしました。

彦根市保健所による調査が行われ、10月10日（木）の11時30分頃に当該施設で提供いたしました給食（冬瓜とひき肉のあんかけ）を喫食した施設利用者82人のうち36人が、10月10日（木）15時45分頃から腹痛、下痢等を呈していることが判明しました。

これら発症者に共通する食事は当該施設で提供された食事のみであること、発症者の症状が類似していること、複数の発症者の便からウエルシュ菌が検出されたこと、また、医師から食中毒の届出があったことから、彦根市保健所からは、当該施設内で給食を提供した給食が原因で食中毒を発症したものと断定されました。

現在、1名の方が入院中となり医師の診断結果待ちとなっており、その他下痢症状を発症された方々につきましては、皆さま快方に向かっております。

2. 行政処分の内容について

上記結果を受け、令和6年10月14日付で彦根市保健所より、当該施設の給食委託業者に、以下のとおり食品衛生法に基づき給食業務を停止することが命じられました。

所 轄 保 健 所：彦根市保健所

給食業務停止期間：令和6年10月14日（月）～令和6年10月16日（水）

営業停止範囲： ひらた翔裕館 I 号館 厨房内

給食業務委託先（株式会社ノームコア）

処分の理由： 食品衛生法第 6 条第 3 号に違反したため

病因物質： ウエルシュ菌

対象者数： 36 名

滋賀県による速報：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/340181.html>

3. 再発防止策について

当社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、彦根市保健所の指導の下、当該施設の給食委託業者と共に、再発防止に向けて食事の安全・安心の確保に全職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

また、ひらた翔裕館 I 号館を含め全部で 9 施設ノームコア社と給食委託契約を締結しておりますが、その他 8 施設すべてにおいて、以下に掲げる衛生・安全管理の再徹底、再確認すべく対応させていただきます。

- ① 委託職員および職員に対する衛生教育の見直し
- ② 委託職員の健康に対する管理方法の見直し
- ③ 調理設備・厨房内の清掃および消毒、それらの点検の徹底

ご入居者様・ご利用者様ならびにご家族様、ご心配ご迷惑をおかけしている皆様に深くお詫び申し上げます。引き続きご入居者様・ご利用者様ならびに職員・厨房職員の健康観察を行い、関係機関の指導の下、適切な対応ができるよう努めてまいります。

この度は、信頼を裏切る結果となってしまいましたこと、重ねてお詫び申し上げます。今後とも変わらぬご利用を賜りますよう、お願い申し上げます。

【本件のお問合せ先】

株式会社サンガジャパン 統括管理センター

連絡先：048-614-1541

担当者：取締役 富岡 慎介